

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案要綱の正誤

正	誤
<p>第四 預金保険機構の業務の特例等</p> <p>一 預金保険機構の業務の特例</p> <p>1 {略}</p> <p>2 預金保険機構は、内閣府令・デジタル庁令・財務省令で定めるところにより、1の規定による業務を電子情報処理組織（預金保険機構の使用に係る電子計算機（磁気ディスク及び入出力装置を含む。以下2において同じ。）と内閣総理大臣又は1の(1)に規定する金融機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）によって取り扱うものとする。</p> <p style="text-align: right;">（第十二条関係）</p> <p>二 預金保険法の適用</p> <p>この法律により預金保険機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用し、所要の<u>読替え</u>を定めるものとする。</p> <p style="text-align: right;">（第十三条関係）</p> <p>三～六 {略}</p> <p>第七 附則</p> <p>一～三 {略}</p> <p>四 政府は、この法律の施行の状況等について検討を<u>加え</u>、所要の措置等を講ずるものとする。</p> <p style="text-align: right;">（附則第五条関係）</p> <p>五 <u>関係法律</u>について所要の改正を行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">（附則第六条から第十五条まで関係）</p>	<p>第四 預金保険機構の業務の特例等</p> <p>一 預金保険機構の業務の特例</p> <p>1 {略}</p> <p>2 預金保険機構は、内閣府令・デジタル庁令・財務省令で定めるところにより、1の規定による業務を電子情報処理組織（預金保険機構の使用に係る電子計算機（磁気ディスク及び入出力装置を含む。以下2において同じ。）と内閣総理大臣又は1の(1)に規定する金融機関の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）によって取り扱うものとする。</p> <p style="text-align: right;">（第十二条関係）</p> <p>二 預金保険法の適用</p> <p>この法律により預金保険機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用し、所要の<u>読替</u>を定めるものとする。</p> <p style="text-align: right;">（第十三条関係）</p> <p>三～六 {略}</p> <p>第七 附則</p> <p>一～三 {略}</p> <p>四 政府は、この法律の施行の状況等について検討を<u>行い</u>、所要の措置等を講ずるものとする。</p> <p style="text-align: right;">（附則第五条関係）</p> <p>五 <u>関連法律</u>について所要の改正を行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">（附則第六条から第十五条まで関係）</p>

備考 {略} は本正誤においての省略を表す。

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案参照条文の正誤

正	誤
<p>○預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄） {略} <u>（業務方法書）</u> 第三十六条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 {略}</p>	<p>【4頁】 ○預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄） {略} 第三十六条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 {略}</p>

備考1 {略} は本正誤においての省略を表す。

備考2 この他、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の百二十の項（10頁）に関してインデントの修正を行う。